

近年、遅ればせながら子どもを産み育てることの多くが個人や家族に全て委ねられていた時代から、子育てを社会が積極的に支える時代へと大きく変化しつつある。男女の子育てを家族・労働政策を通じて様々なサービスや給付を受け、地域社会からの支援を受けながら、子育てし易い社会の実現が求められている。

昨年の報告書において紹介したが、OECD 諸国の少子化対策について論じたテベノン (Tevanon 2008)の論文によれば、多くの欧州諸国が家族支援政策を導入・拡大し、家族支援策は、子どもを持つことに対する様々な障壁を下げること、ならびに希望の子ども数と実際の出生数のギャップを埋めるための支援策として行われてきたと指摘している。日本の低出生率に対する施策を考えた時、「子ども手当」の実現に続き、保育サービスの量的・質的拡大は言うまでもなく、とくに出産子育て期の男女の働き方の改革、すなわちワーク・ライフ・バランスの実現を通じて、仕事と家庭生活の調和の取れた社会を築く必要がある。それらによって、家族の再生行動を家族の私的領域から社会政策の対象として展開して行かなければ、長期的な公共の利益を失う可能性を示唆している。

## [参考・引用文献]

金子隆一「結婚の変化と夫婦の出生行動変化」、京極・高橋編『日本の人口減少社会を読み解く』2008年、頁38-41.

河野稠果「超少子化は終わったか？：先進諸国近年の出生率上昇」『統計』第61巻第2号、日本統計協会、2010年、pp.38-42.

社会保障審議会人口部会編『将来人口推計の視点』ぎょうせい、2002年

人口学研究会編『現代人口辞典』原書房、2010年

高橋重郷「結婚・家族形成の変容と少子化」大淵・高橋編著『少子化の人口学』原書房、2004年、pp.133-162.

高橋重郷「少子化と女性就業」、京極・高橋編『日本の人口減少社会を読み解く』2008年、頁74-77

高橋重郷「日本と欧州の低出生率と家族・労働政策の展開」『家族・労働政策等の少子化対策が結婚・出生行動に及ぼす効果に関する総合的研究』厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業平成20年度総括・分担研究報告書、2009年、pp.33-45.

守泉理恵「少子化と女性の機会費用」、京極・高橋編『日本の人口減少社会を読み解く』2008年、pp.78-81.

Billari, Francesco C., "Lowest-Low Fertility in Europe: Exploring the Causes and Finding Some Surprises", *The Japanese Journal of Population*, Vol.6, No.1 (March 2008)

McDonald, Peter, "Very Low Fertility Consequences, Causes and Policy Approaches", *The Japanese Journal of Population*, Vol.6, No.1 (March 2008)

Pison, Gilles, "France 2008: Why are birth numbers still rising?", population and Societies, INED, France, No.454, March 2009

Thevenon, Olivier, "Family policies in developed countries: contrasting models", *Population and Societies*, INED, France, No.448, September 2008

## II – 1. 日本における少子化対策の展開：1990～2010年

守泉 理恵

### はじめに

日本で出生率の低下が社会的に注目され始めたのは、1990年代に入ってからである。その契機となったのは、いわゆる「1.57 ショック<sup>1</sup>」であった。毎年の合計特殊出生率が低下する理由には、女性の出産タイミングが遅くなっていく「晩産化」と、女性が生涯に持つ平均子ども数の減少、つまり「少産化」が挙げられる（守泉 2007）。これらが起こる背景には、結婚行動の変化（未婚化、晩婚化、非婚化）、高学歴化、女性の社会進出、子育て費用の増加、女性の家族役割やジェンダー役割に関する考え方の変化など、さまざまな要因が複雑に絡み合っている。

こうした「少子化の要因研究」が進むにつれて、少子化対策は幅広い分野にまたがる一大政策パッケージに姿を変えてきた。当初、少子化対策は、女性の仕事と家庭の両立支援、中でも保育サービスの拡充を行うことが中心だった。しかし、少子化をもたらすさまざまな要因が指摘されるようになると、日本の職場風土や働き方の変革を目指す労働政策や、次世代の親となる子ども・若者に対する教育政策、住宅やまちづくりにかかわる政策などに広がり、多岐に及ぶようになった。また、児童手当や税制上の控除、小児医療補助など経済的な支援も増額ないし創設してきた。

本稿では、1990年から2010年1月までの約20年間における日本の少子化対策の展開についてまとめる。

### 1. 少子化対策のこれまでの展開

少子化対策の政策展開を概観すると、保育サービスの拡充と少子化問題に対する国民的議論の喚起が中心だった第1期（1990～96年）、保育サービス拡充に加え、雇用環境や働き方への批判的視点と改善の提起を行った第2期（1997～2001年）、少子化関連施策の法整備が行われた第3期（2002～2004年）、法律に基づき官民一体となった推進体制が確立・開始された第4期（2005～2009年）に分けられる（図1）。さらに、2009年秋には、自民党から民主党への政権交代が起こり、子育て支援は現金給付を重視する形へと大きく転換した。そこで本稿では、2010年以降を経済的支援が強化されはじめた第5期として区分した。

<sup>1</sup> 1990年6月に、1989年の合計特殊出生率が1.57であると公表された。この数値は、「ひのえうまの迷信」により突発的に出生率が下がった1966年の1.58より低く、特段の事情がないのに丙午の出生率を下回ったとして各種マスメディアに取り上げられ、日本の低出生率が社会問題として広く一般に認知されるきっかけとなった。

図1 少子化対策（少子化対策）の展開（要約）

第1期	1991	『健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議報告書』
	1994	エンゼルプラン・緊急保育対策等5か年事業
第2期	1997	平成9年将来推計人口(中位推計:2050年1.61) 人口問題審議会報告『少子化に関する基本的考え方について』
	1998	少子化への対応を考える有識者会議提言 『夢ある家庭づくりや子育てができる社会を築くために』
第3期	1999	少子化対策推進関係閣僚会議 設置 少子化への対応を推進する国民会議 設置 少子化対策推進基本方針(少子化対策推進関係閣僚会議) 新エンゼルプラン
	2002	平成14年将来推計人口(中位推計:2050年1.39) 少子化対策プラスワン(厚生労働省)
第4期	2003	次世代育成支援に関する当面の取組方針(少子化対策推進関係閣僚会議) 次世代育成支援対策推進法及び児童福祉法の一部を改正する法律 少子化社会対策基本法 少子化社会対策会議 設置
	2004	少子化社会対策大綱 子ども・子育て応援プラン
第5期	2005	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画実施
	2006	新しい少子化対策 平成18年将来推計人口(中位推計:2055年1.26)
第6期	2007	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議 発足 ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議 発足 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」 社会保障審議会少子化対策特別部会 発足
	2008	社会保障国民会議 発足 「新待機児童ゼロ作戦」
第7期	2009	ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム 発足 次世代育成支援対策推進法 改正 社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告
	2010	子ども・子育てビジョン 策定 子ども手当 開始

資料：守泉（2008）の図1に最近の動きを追加して整理。

2005年以降は、次世代法に基づく企業の行動計画の開始、総人口の減少の開始などの環境変化も後押しして、とくに「働き方の見直し」が国レベルの議論で活発化してきた。「ワー

ク・ライフ・バランス」をキーワードに政策議論や調査研究が活発化し、政府は「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定（2007年12月）した。個別企業においても、さまざまな独自の制度を考案・展開する動きが見られる。しかし、働き方の改革と、保育サービスなどの現物支給を車の両輪とした政策展開は、2009年の政権交代によって「子ども手当」などの現金給付を重視する政策に転換した。

一方、地方自治体でも2005年4月から次世代法に基づく子育て支援行動計画が実施された。すべての地方自治体で子育て支援行動計画が策定・実施されたことで、基本的な子育て支援策の展開において地域差が縮小するとともに、地域の事情に合わせた支援策が展開されるようになった。次世代法は10年間の時限立法であり、2005～09年度で前期計画期間が終了する。そのため、2009年度は各地方自治体で前期行動計画の実施状況をふまえた後期行動計画の策定が行われた。

以下、本稿における時期区分に基づいて、各期での施策展開について詳細にみていこう。

#### (1) 第1期（1990～96年）

1990年6月に1989年の人口動態概況が公表されると、出生率の低下という問題に対して政府が本格的に対応に動き出した。「健やかに子供を生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」が同年8月に立ち上げられ、そのとりまとめ報告書は91年1月に公表された。その報告書では、少子化の主要因として20歳代女子の未婚率上昇を挙げている。そして未婚化の背景としては、女性の社会進出と経済力向上、および独身生活の魅力の増大の一方で、家事・育児と仕事の両立困難や住宅問題、子どもの教育問題、仕事優先の風潮の中での家庭軽視、性別役割分業の根強さ等に起因する結婚・育児への負担感増大があることを指摘した。この認識をふまえ、女性の仕事と家庭の両立支援、男性の家庭生活への参加支援、住環境の整備、母子保健の拡充、ゆとり教育といった項目を具体的に対応として提示したが、この報告は、のちのエンゼルプランの下地となった。このほかにも、少子化を扱った会議報告書、白書が次々と作られた<sup>2</sup>。

また、少子化問題への社会的関心を喚起するための「ウェルカムベビーキャンペーン」の実施（1992年4月～）や、雑誌やテレビでの特集、少子化問題を扱ったカンファレンスの開催など民間の運動も相次いだ。

そして、1994年12月に、最初の総合的な少子化対策となる「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）およびその重点施策を示した「緊急保育

<sup>2</sup> 1990～96年の間に公表された政府関係の会議等の報告書や少子化を特集した白書には次のものがある。1990年1月『これからのお家庭と子育てに関する懇談会報告書』；同年3月『平成元年厚生白書：長寿社会における子ども・家庭・地域』；1991年12月『子どもと家庭に関する円卓会議』（厚生大臣主宰）提言『子どもと家庭アピール：子育て新時代に向けて』；1992年11月『平成4年度国民生活白書：少子社会の到来、その影響と対応』；1993年7月『たくましい子ども・明るい家庭・活力とやさしさに満ちた地域社会をめざす21プラン研究会報告書』（厚生省児童家庭局長の私的研究会）；1994年4月『平成5年版厚生白書：未来をひらく子どもたちのためにー子育ての社会的支援を考える』；1996年5月『平成8年版厚生白書：家族と社会保障ー家族の社会的支援のために』

対策等 5 か年事業」が策定された。文部・厚生・労働・建設の各省大臣の合意で決められたもので、政策の実施期間は 1995~99 年度である。

エンゼルプランでは、少子化の要因として晩婚化の進行と夫婦出生力低下の兆しを挙げ、これらの背景には女性の職場進出、子育てと仕事の両立困難、育児の心理的・肉体的負担増大、住宅事情、子育てコストの増大などがあると指摘した。そして、仕事と育児の両立のための雇用環境整備、保育サービス充実、母子保健医療体制の充実、住宅・生活環境の整備、学校教育・家庭教育の充実、子育ての経済的負担軽減、子育て支援の基盤整備の 7 項目について具体的対応策を列挙した。その中でも、保育サービスの拡充は「緊急保育対策等 5 か年事業」に基づき重点的に実施した。また、このプランに基づき、1992 年に制定された育児休業制度における 25% の所得保障の実施（1995 年）、週 40 時間労働制の実施（1997 年）、児童福祉法改正による保育所入所方法の見直し（1998 年）も実現された。

## (2) 第 2 期（1997~2001 年）

少子化への国民的議論が徐々に喚起されて出生率低下に社会的関心が集まり、エンゼルプランが策定・実施されたあとも出生率の低下は止まらなかった。このため、厚生省人口問題審議会では、1997 年 2 月に少子化問題について集中討議を始め、同年 10 月に『少子化に関する基本的考え方について：人口減少社会、未来への責任と選択』を公表した。ここでは少子化の原因や社会経済的背景を詳しく分析しており、少子化の要因として未婚率の上昇（晩婚化の進行と生涯未婚率の上昇）と、夫婦が理想の子ども数を持てない現状を指摘した。今後の対応のあり方については、固定的な男女の役割分業や仕事優先の固定的な雇用慣行・企業風土の是正が重要という視点を新たに前面に打ち出し、その後の少子化対策の方向性に大きな影響を与えた。

続いて 1998 年 7 月に、内閣総理大臣主宰で「少子化への対応を考える有識者会議」が設置され、同年 12 月に公表した提言『「夢ある家庭づくりや子育てができる社会を築くために』では、人口審報告と同じく、日本の雇用慣行と結びついている男女の性別役割分業の見直しや職場優先の企業風土の是正、多様な働き方や企業による子育て支援の推進など、労働政策に関わる分野での対策の重要性を訴えた。さらに、家庭や教育における男女共同参画の推進、地域での子育て支援と保育サービスの拡充、子育ての経済的支援などの重点分野を挙げ、全部で約 160 項目もの具体的対策や検討すべき点を列挙した。この提言内容は、翌 99 年に策定される新エンゼルプランの下地となった。また、この会議の提言により、内閣総理大臣を議長とする「少子化対策推進関係閣僚会議」、および「少子化への対応を推進する国民会議」が立ち上げられた。

少子化対策推進関係閣僚会議は、1999 年 12 月に「少子化対策推進基本方針」を打ち出し、この方針に沿った具体的行動計画である「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）を策定した。新エンゼルプランの実施期間は 2000 ~2004 年度で、策定者は大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治の 6 省大臣であった。

エンゼルプラン時と異なるのは、固定的な性別役割分業を前提とした職場優先の企業風

土の是正という点をかなり大きく扱っていることである。重点施策分野は、①保育サービス等子育て支援サービスの充実、②仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備、③働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正、④母子保健医療体制の整備、⑤地域で子どもを育てる教育環境の整備、⑥子どもがのびのび育つ教育環境の実現、⑦教育に伴う経済的負担の軽減、⑧住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援の8項目で、予算も増強された。

### (3) 第3期（2002～2004年）

2000年度から新エンゼルプランが始動し、2001年7月には、働き方改革重視の視点から「仕事と子育ての両立支援策の方針について」を閣議決定して「待機児童ゼロ作戦」をスタートさせるなどしたが、出生率反転の兆しは見られなかった。こうした中、政府は少子化対策の見直しを行い、2002年9月に「少子化対策プラスワン」を発表した。「もう一段の対策」を考えたこの提言では、新たな視点として、若者の経済基盤の安定化を挙げ、さらに「男性を含めた」働き方の見直しという点を強調した。

少子化対策プラスワンの報告を受け、少子化対策推進関係閣僚会議では、翌2003年3月に「次世代育成支援に関する当面の取り組み方針」を決定した。この方針により、2003～2004年を少子化対策の基盤整備期間と位置づけ、対策推進のバックボーンとなる少子化関連法の立法化を進めることになった。その結果、2003年7月に少子化社会対策基本法と次世代育成支援対策推進法がともに成立した。

次世代育成支援対策推進法は、国、地方公共団体、そして常時雇用労働者300人以上の企業に対して、次世代育成支援行動計画を策定し、2005年4月から実施する義務を課した法律である（常時雇用労働者が300人未満の中小企業は努力義務）。一方、少子化社会対策基本法は、今後の少子化対策の目的、基本的理念、施策の基本的方向、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を定めている。基本法制定に伴い、少子化対策推進関係閣僚会議は廃止されて、内閣府に特別機関扱いで「少子化社会対策会議」が設置された。さらに、基本法は国の責務のひとつとして大綱のとりまとめを課しており、少子化社会対策会議のもとで「少子化社会対策大綱」が2004年6月に策定された。

少子化社会対策大綱は、施策の基本的方向やポイントを列記した行動指針となるべき文書であり、これを受けて2004年12月に「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）が策定された。第3期少子化対策ともいえるこの行動計画の実施期間は2005～2009年度である。

子ども・子育て応援プランは、大綱に挙げられた「少子化の流れを変える」ための4つの重点課題である、①若者の自立とたくましい子どもの育ち、②仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し、③生命の大切さ、家庭の役割等についての理解、④子育ての新たな支え合いと連帶（保育サービスの展開を含む地域における子育て支援、子どもの健康の支援、妊娠・出産の支援、子育てのための安心、安全な環境）と、これらに取り組むための「28の行動」の具体的な行動計画を列挙している。それぞれの項目について、数値目標や実現

した場合の将来の社会の姿（おおむね 10 年後）を示すとともに、働き方の見直しの分野や子どもの教育分野においても積極的に数値目標を定めたり、次世代育成支援対策推進法に基づく地方自治体の行動計画とリンクして目標値を定めたりするなど、これまでにない特徴をもったプランとなっている。予算も増強され、単年度で 0.8～1.3 兆円程度が組まれるようになった。

#### (4) 第 4 期（2005～2009 年）

2005 年の合計出生率が 1.26 と過去最低を記録し、少子化の流れを変えられない中、2006 年 6 月に政府は「新しい少子化対策」と銘打った一連の追加対策メニューを提示した。これは、子どもの年齢別に子育て支援策を明記するとともに、働き方改革の一層の推進等を含む内容となっている。

その後、2006 年 12 月に新人口推計が公表され、2002 年推計よりもさらに厳しい出生率と人口減の見通しが示されたことから、政府は再び少子化対策のあり方について見直しと検討を行うことを表明し、2007 年 2 月に少子化社会対策会議の下位組織である少子化社会対策推進会議を廃止して、新たに「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議を発足させた。この会議には、基本戦略分科会、働き方の改革分科会、地域・家族の再生分科会、点検・評価分科会が設けられた。各分科会で検討を重ねた上で 2007 年 6 月に中間報告がまとめられ、最終的には 2007 年 12 月に「子どもと家族を応援する日本重点戦略」が公表された。ここでは、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解消するために「働き方の改革による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「親の就労と子どもの育成の両立、および家庭における子育てを包括的に支援する枠組み（社会的基盤）の構築」を車の両輪とした。現金給付の形での経済的支援の重要性を認識しつつも、現物給付による支援を重点的に拡充する方向性も示した。

さらに、重点戦略の策定と並行して、「働き方の見直し」「ワーク・ライフ・バランス」が政府の優先的取り組み課題として前面に押し出されるようになり、2007 年 7 月にワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議が立ち上げられた。そして、同年 12 月にこの会議において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が提示され、政労使による調印の上、決定された。

少子化対策における働き方の見直しでは、当初、「ファミリー・フレンドリー」という言葉が使われていたことからも分かるように、仕事と子育ての両立の観点から議論がなされてきた。しかし、これでは子どものいる労働者だけが対象になるため、こうした施策の推進には労働者全般の理解は得にくかった。また、総人口の減少が始まりつつある中で、性別・年齢・配偶関係にとらわれない多様な労働者を活用する必要が生じ、性別役割分業のもとで時間制約のない男性労働者だけを想定した働き方を見直さざるを得なくなってきた。そこで、子育て支援という、子どもがいる人たちだけを対象とした議論から、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉で広く働き方の見直しを試み、それが少子化対策にもつながるという理解で少子化問題への接近が試みられるようになったのである。

2008年になると、重点戦略に沿って、新たな保育制度体系の検討開始（厚生労働省社会保障審議会の下位部会「少子化対策特別部会」で議論）や、新待機児童ゼロ作戦の策定が行われた。このころから、少子化対策は社会保障政策の枠組み内で明示的に扱われることが多くなった。2008年1月に発足した社会保障国民会議では、年金、医療・介護に加えて少子化対策を柱の一つとして挙げた。また、これまで幾度も指摘されてきた少子化対策の財源確保という問題も本格的な議論が行われるようになった。同年12月に発表した「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」」では、中福祉・中負担の社会構築を目指すこと、そのために経済の立て直しを前提に将来的には消費税率を上げて、その税収は少子化対策を含む社会保障に使うことが明記された。

翌2009年には、新待機児童ゼロ作戦推進の財源として「安心こども基金」が創設され、保育サービス拡充のために2度の補正予算編成で合計2500億円が計上された。さらに、政治情勢との絡みもあり、現金給付の形での子育て世帯への経済的支援が注目され始めた。2009年4~6月頃実施された「定額給付金」は、不況下での国民の生活支援政策であったが、子どものいる世帯には金額を上乗せして支給を行い、子育て世帯への経済的支援の性格も持たせた。

2009年は次世代育成支援対策推進法の改正、育児・介護休業法の改正も相次いだ。改正次世代法では、企業の行動計画策定義務化の適用範囲拡大、行動計画の公表・周知義務化などを定め、仕事と家庭の両立支援の拡充に向けて、さらに企業の取り組みを促すものになった。なお、この法律は、成立当初、罰則がない中でどれだけの企業が行動計画の届出を行うか危ぶまれたが、2009年6月末までに対象企業の97.3%（13,231社）が届出を行った。また、厚生労働省は、一般事業主行動計画の実施において一定の基準を達成すれば、企業からの申請により子育て支援が充実した企業である「認定」を行っているが、2009年6月末現在で717社（うち300人以下企業72社）が認定企業となった。

改正育児・介護休業法では、男性の育児休業取得促進をねらった「パパ・ママ育休プラス」（夫婦とも育児休業を取得すれば、通常は子どもが1歳までのところを1歳2カ月まで休業できる制度）、短時間勤務制度の措置義務化、子の看護休暇の拡充等が定められ、2010年6月30日施行と決まった。育児休業については、これに先だって3月に雇用保険法が改正され、2009年度までの時限措置だった育児休業給付の割増（休業前賃金の50%）が当面延長され（時期明記せず）、育児休業基本給付金・育児休業者職場復帰給付金が育休中に全額支給されることになった。

## 2. 少子化対策の現状：2009年秋以降の動き

子どもと家庭を応援する日本重点戦略において、ワーク・ライフ・バランスを合言葉とした働き方の改革と、現物支給を中心とした子育て家庭への支援拡充という方向性が定まり、これに沿って政策展開が行われてきていたが、2009年8月の衆議院議員選挙で自民

党から民主党に政権交代すると、少子化対策は子育て家庭への現金給付を第一とする考え方で大きく方向転換した。具体的には、「子ども手当」を中学生以下の子どもを持つ全家庭へ所得制限なしで給付するというものである。2010年度は一人13,000円の支給が決定し、2011年度からは倍の26,000円の給付が予定されている。そして、2010年1月には、少子化担当大臣が中心となってまとめた「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、新政権として初めて包括的な少子化対策を打ち出した。

子ども・子育てビジョンでは、「少子化対策」ではなく「子ども・子育て支援」であること、子どもが主人公という視点を持つこと、社会全体で子育てを支えるという考え方を基本に置くことをポイントとして挙げたうえで、支援の4つの柱を示した。第一に、「子どもの育ちと若者の自立支援」であり、これには子ども手当、高校の無償化、若者の就労支援などが含まれる。第二に「妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会の構築」であり、母子保健、小児医療の充実、待機児童の解消、新たな保育制度体系や放課後子ども対策の充実が挙げられた。第三は「地域社会における多様な子育てネットワークの構築や子育てしやすいまちづくり」に関するもので、地域の子育て拠点や子育てネットワークの充実、子育てバリアフリーの推進、ファミリー向け住宅の供給、安全なまちづくりが挙げられた。最後に、「ワーク・ライフ・バランスの実現」が掲げられ、働き方の改革と、次世代法を活用して仕事と家庭が両立できる職場環境の実現に取り組むことを明記した。

子ども・子育てビジョンの公表により、新政権の子育て支援策の方向性は見えてきたが、財源確保の問題は完全に解決していない。経済的支援の目玉として進められている子ども手当は、13,000円支給の2010年度で2.3兆円、26,000円支給予定の2011年度以降で毎年5.3兆円が必要になる。さらに、子ども・子育てビジョンでうたう保育サービスの拡充等の実現には、0.7～1兆円（保育所利用料の引き下げや育児休業給付率の引き上げといった制度的改善を行うと1.6～1.9兆円）の費用がかかると試算されている。そうすると、26,000円の子ども手当支給と子ども・子育てビジョンの計画達成には、毎年約6～6.3兆円もの予算を確保しなくてはならない。2005～09年度実施の子ども・子育て応援プランの毎年の予算規模が1.5兆円前後で、児童手当の支給が1.2兆円ほどだったことを考えると、約2倍の金額を確保することになる。これまででも、財源確保や少子化対策への予算配分の問題は常に議論されてきたが、不況下で税収が伸び悩む中、今後の少子化対策の実現にはこれまで以上に財源確保問題が厳しくつきつけられている。

### 3. まとめ

日本の少子化対策は、当初は「子どもを持つ家庭、および子育て中の（働く）女性に限定した支援策」ともいえる施策メニューから出発し、少子化の要因研究が進むにつれ、徐々に働き方の問題や、次世代に親となる若者や子どもへの対策、地域のつながりの再生など幅広い内容を持つ政策パッケージへと発展してきた。

少子化対策は、大きく分ければ、ワーク・ライフ・バランスをキーワードとした働き方の改革、すべての家庭を対象とした地域における保育サービスの拡充、そして子育て家庭への経済的支援の3つの柱を有しているといえる。共働きの家庭への保育サービスの拡充については、これまで熱心に取り組まれてきた。2009年秋以降は、経済的支援についても、他の家族政策が充実した先進諸国並みの援助が打ち出されてきた。今後は、これらに加えて、働き方の改革の一層の推進と、在宅育児の家庭を含めた包括的な子育て家庭への保育支援の推進が求められる。

また、少子化対策の展開において、保育サービスなど子どもの福祉を中心とした子育て支援は、地方自治体が地域の事情に合わせてきめ細かく展開していく必要がある。一方で、巨額の費用が必要となる経済的支援の在り方は、国レベルで議論すべき問題である。そして、ワーク・ライフ・バランスの推進は、労働政策分野における幅広い改革の実施を政府が担うとともに、企業の理解と協力を取り付けることも不可欠だ。ワーク・ライフ・バランスは、必ずしも直接少子化対策としての効果をねらったものではなく、いわばそのほかの子育て支援策が有効に機能するための環境整備の側面があり、これを推進することが副次的に出生率改善に寄与するという性格のものである。その意味で、「ワーク・ライフ・バランス」をキーワードとした労働環境の整備と、地域ごとのきめ細かな子育て支援と、子育て家庭への経済的支援がバランスよく推進されることが重要である。そうでなければ、例えば現在のような働き方をそのままにして、それに合わせて保育サービスだけを充実させれば、子どもを長時間預ける方向にいくのは必然である。それは子どもの育ちの観点からみてよいこととはいえない。また、仕事と家庭の両立支援よりも経済的支援を優先すれば、給付開始後、短期的にはある程度の出生促進効果がみられても、長期的には反応がなくなったり、財政問題から減額などの措置が取られた場合にはかえって出生率の一層の低下につながったりする恐れがある。

3つの分野それぞれで、考えられる対応策はほぼ出そろい、方向性も明確になってきた今、残された最も厳しい課題は、これらの施策推進のために必要な将来的に持続可能な財源の確保である。「社会全体で子育てを支える」という意識がどこまで浸透するか、この点が少子化対策への今後の公的支出増加に関して重要な要素になっていくと考えられる。

## 参考文献

- 守泉理恵（2007）「先進諸国の出生率をめぐる国際的動向」『海外社会保障研究』第160号、4～21ページ。
- 守泉理恵（2008）「次世代育成支援対策」兼清弘之・安藏伸治編『少子化時代の社会保障』原書房。

## II - 2. 学歴同類婚分析による女性の高学歴化と少子化についての考察

関根 さや花

### はじめに

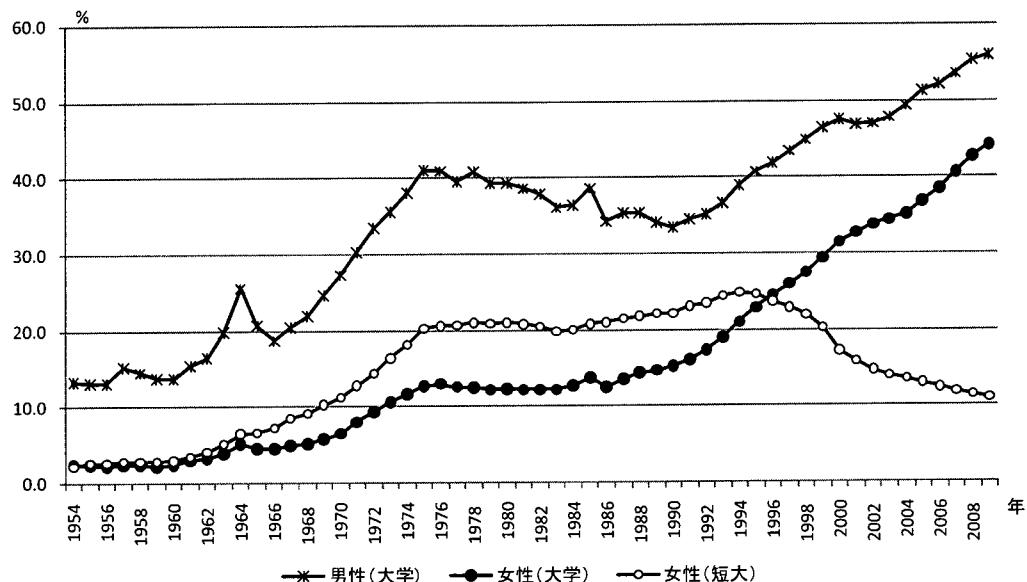
わが国では出生の前提に結婚があると考えられる。なぜならば、総出生数の低下傾向に関わらず、有配偶女性の出生率は大きな変化がなく安定しているからである。1970年代の結婚ブームを境にして、婚姻件数は減少し続けている。平均初婚年齢は上昇し、晩婚化が継続的に進展している状況である。一方で少子化を示す合計出生率もまた、1970年代を境に低下し続けている。しかしながら、有配偶女性の出生率は1970年代以降も安定的な推移を示しており、また、結婚生活に入ってから第一子出産までの期間は、その多くが1年未満に出生に至っている。このようなことから、未婚化や晩婚化といった結婚行動の変化は、少子化の要因として成立立つ。すなわち、結婚という契機を除いて少子化は語り得ない。

少子化の第一要因となりうる結婚だが、女性の高学歴化はさらなる晩婚化へと導く。戦後、男性の大学進学率が急速に上昇したのに対し、女性の大学進学率は1990年以後に急上昇した。高学歴化による晩婚化とは、教育年数が長引き、学校卒業時期が遅れるため結婚時期が遅くなることである。また、高学歴化による結婚市場の構造変化が晩婚化に与える影響も看過することはできない。夫婦の学歴が同じ者どうしの結婚を学歴同類婚というが、国立社会保障・人口問題研究所による第13回出生動向基本調査によれば、わが国の学歴同類婚は依然として高く、次いで妻からみた上方婚傾向にある。結婚が同類婚傾向にあるなかで、女性の高学歴化が結婚市場における需要と供給の関係をどのように変化させるのか検討すべきである。本研究では、学歴同類婚傾向を実証分析によって確かめ、また、学歴による初婚タイミングの違い、および結婚のきっかけについて検証することで、今後の女性の高学歴化と晩婚化の関係についての考察を行う。

### 1. 進学率の推移

短期大学および大学への進学率を示したのが図1である。戦後、男性の大学進学率が急速に上昇したのに対し、女性の大学進学率は穏やかな上昇を示し、1970年代後半から安定した水準を保って1990年以後急上昇をしている。1990年代前半まで、女性の進学率は短期大学への進学が大学進学よりも上位であり、女性の高学歴化がまず短期大学を始めとしていたことがうかがえる。1990年代後半に短期大学進学率は低下しており、この頃から女性の高学歴が示すものが大学へと移行したと考えられる。女性の短期大学進学率が1970年代以前の推移へ落ち込むなか、女性の大学進学率の上昇はめざましい。男女の大学進学率は近年につれその差を徐々に縮めており、2009年現在は男性が56%、女性が44%である。

図 1 大学および短大への進学率の推移



出所：文部科学省「学校基本調査」平成 21 年度速報

## 2. 高学歴化と結婚タイミング

高学歴化と結婚タイミングに関して、学歴そのものの効果が与える影響というよりは、学校教育機関に長期在籍することによる結婚タイミングの遅れが指摘される (Raymo, 2003)。白波瀬 (1999) は結婚への移行に対する高学歴化の影響について、出身背景や初職の変数を統制したうえで分析を行っている。その結果、高学歴者の晩婚化傾向を統計的に示すと同時に、高学歴であることが未婚につながるとはいえないことを示した。すなわち、結婚が遅れても結婚をしないことにはつながらない。また、高学歴者は就学期間が延長し結婚年齢が遅くなる一方で、最終学歴修了後から結婚までの期間の縮小が指摘される (白波瀬, 1999 ; 野崎, 2007)。したがって、高学歴化が結婚行動に及ぼす効果とは、直接的なものというよりも長期在籍による結婚タイミングへの間接的効果と捉えられる。

## 3. 高学歴化と結婚市場の構造

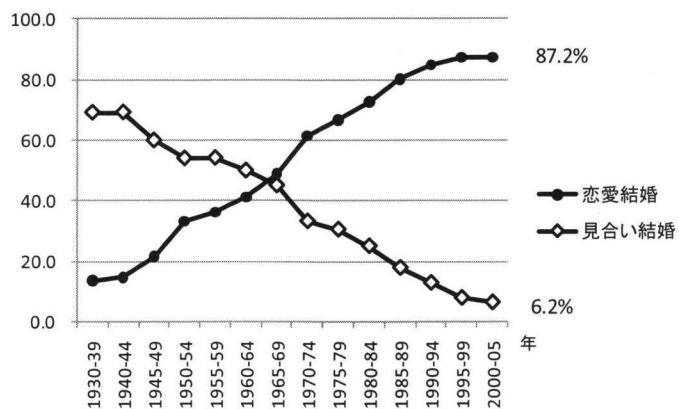
### 1) 出会いのきっかけ

図 2 は国立社会保障・人口問題研究所による第 13 回出生動向基本調査から引用した初婚夫婦の結婚年次別の結婚のきっかけの推移である (国立社会保障・人口問題研究所, 2007)。恋愛結婚は 1960 年代後半を境にして見合い結婚にとってかわり、2000 年以降は恋愛結婚が 87.2%，見合い結婚が 6.2% である。また図 3 は同じく国立社会保障・人口問題研究所による第 12 回 (2002 年実施) と第 13 回 (2005 年実施) の出生動向基本調査から初婚夫婦に限定し統合して求めたものである。ここからも見合い結婚の減少が窺える。

「学校で」、「職場や仕事で」、「友人・兄弟を通じて」は出会いの三大契機とされ、1979 年以前の結婚年から今日まで維持されている。なかでも「職場や仕事で」は多勢を占めていたが、近年になるにしたがい「友人・兄弟を通じて」が増加し、「職場や仕事で」に比肩する勢いである。また、「学校で」も徐々に増加傾向にある。

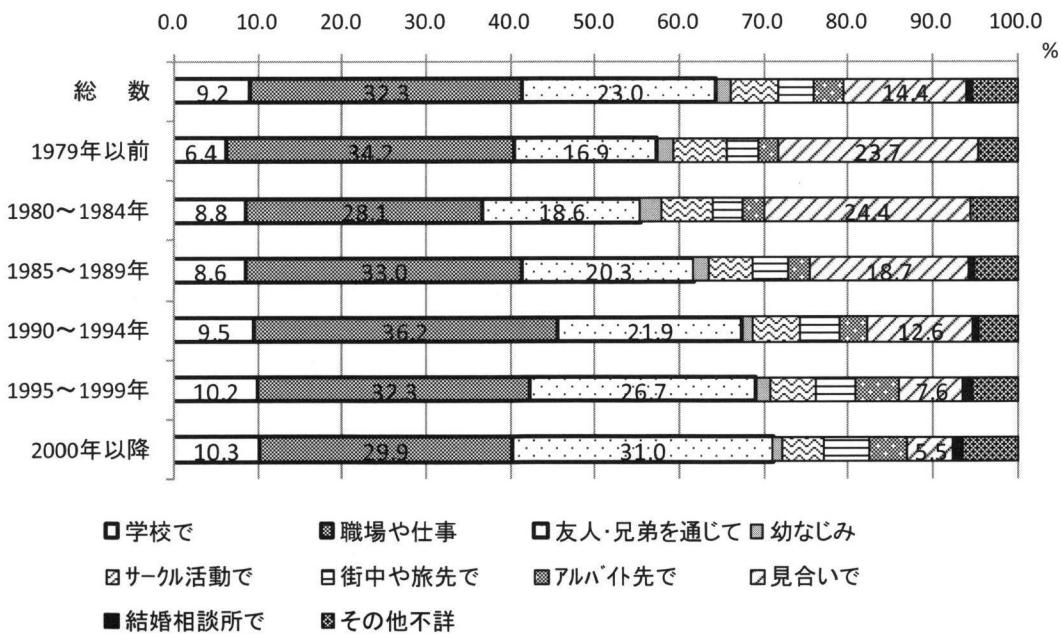
出生動向基本調査を用いた岩澤と三田（2005）は「職場や仕事で」を「職縁結婚」と称してその初婚率に及ぼす効果について分析している。その結果、1970年代以降の初婚率の低下の要因は、見合い結婚の減少および職縁結婚の減少であるという。職縁結婚が他のきっかけよりももっと多くなるのが1970年代であり、職縁結婚は1970年代の結婚ブームに大きく貢献したが、1973年の第一次オイルショック前後にその減少へと向かう。

図2 結婚年別、結婚のきっかけの推移



出所：国立社会保障・人口問題研究所（2007），p. 19，表1-6より作成

図3 結婚年別、出会いのきっかけの推移



注：第12回および第13回出生動向基本調査よりデータを統合して求めたものである。

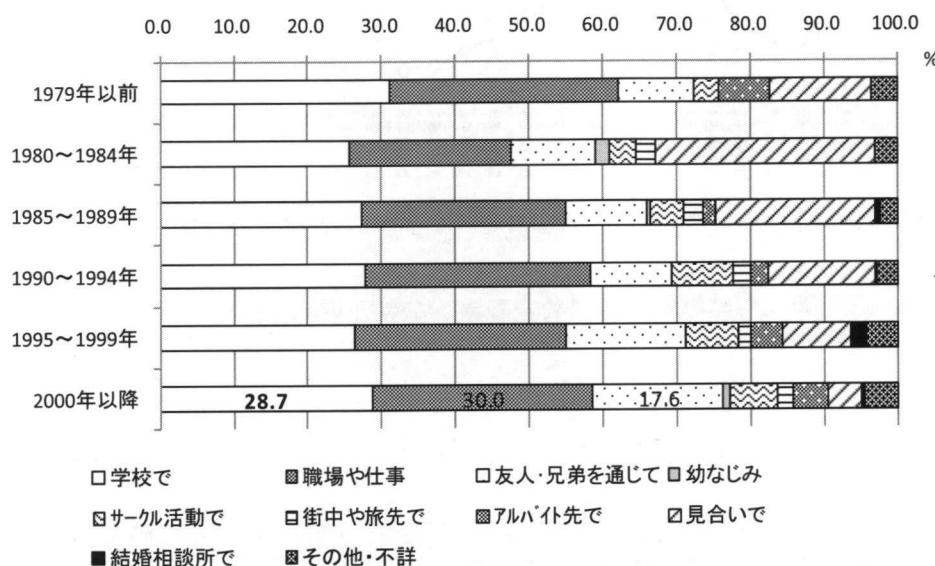
出所：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」2002年、2005年実施

## 2) 高学歴での出会いの特異性

図4は同じく国立社会保障・人口問題研究所が実施した出生動向基本調査の第12回および第13回から、初婚者に限定した結婚年別、妻の学歴別の出会いのきっかけである。

表には示していないが、学歴が中学の妻と高校（共学）の妻は、「職場で」と「友人・兄弟を通じて」の出会いが最も多く、「学校で」と答えたのは中学卒業の妻で1.6%，高校卒業の妻で7.2%である。一方、「学校で」の出会いが圧倒的に多いのが大学・大学院の妻である。「学校で」の割合は29%であり、「職場で」の30%に迫るほどの高い割合である。もちろん、大学・大学院卒の妻が「学校で」と答えた時、必ずしも大学を意味するとは限らない。しかし学歴の如何に関わらず、学校が出会いの場であることは確かである。学歴が同じ者どうしの結婚を学歴同類婚というが、この学歴同類婚の生じやすい出会いの場が大学以上の学歴の妻において提供されていると考えられる。今後の女性の高学歴化のなか、さらに学校が結婚のきっかけとなり得たならば、学歴同類婚が生じる可能性を高めるだろうと考えられる。

図4 結婚年別、妻の学歴別の出会いのきっかけ（妻が大学・大学院の場合）



注：第12回および第13回出生動向基本調査よりデータを統合して求めたものである。

出所：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」2002年，2005年実施

### 3) 高学歴化と結婚市場の構造

男女に完全な同類婚志向があれば、結婚市場で問題となるのは男女の性比だけである。しかし、もしも全体的には同類婚傾向であっても、女性に上方婚志向が存在しているならば、高学歴女性にとって上方婚は困難なものとなる。また、高学歴女性だけでなく、他の学歴の女性もまた大学以上の学歴の男性を求めているとすれば、結婚市場には性比だけではない構造の不完全性が生じることを意味する。

野崎（2007）は結婚タイミングに関する分析の結果から、結婚市場での男女比（男性1人あたりの女性の数）と結婚タイミングの負の相関を示し、女性が多いと晩婚化傾向になることを述べている。「女性の晩婚化は、高学歴化そのものの影響よりも、高学歴化によって変化した結婚市場の男女比と、結婚相手に高い学歴を求める女性の選好とのミスマッチである」（p. 144）と指摘している。

結婚市場の構造変化によるミスマッチを説いたのはRaymoとIwasawa(2005)である。

ミスマッチ仮説によれば女性が上方婚志向なら男女の学歴均一化は魅力的なパートナーの存在を減らす。また女性の上方婚志向は依然として女性が男性に対し経済的に依存する傾向にあり、性別役割分業意識の存在によるという。一方で男性の高学歴化は高校以下の学歴の女性にとっては結婚市場に十分な供給がなされることを意味し、好ましい状況である。しがたって、高学歴化と上方婚志向は高学歴女性の婚姻率低下と最終学歴が高校以下の女性の婚姻率上昇を生じさせるとした。

上方婚と高学歴化という供給の関係について白波瀬（2005）の研究からも窺い知ることができる。学歴と未婚割合について分析した白波瀬（2005）によれば、中卒女性の未婚は時代を経ても一定であった。これは男性の高学歴化により中卒女性にとって配偶者選択の対象となる自分より上の学歴の男性が増えるために、中卒女性における結婚市場での供給は十分であり、未婚割合も変わらなかつたと解釈している。一方で高学歴男性もまた供給不足であると指摘している。すなわち、男性は女性の高学歴化で自分よりも低い学歴の女性を見つけることが難しくなったからである。

また、高学歴と供給のアンバランスについて安部（2006）によれば、大卒男性が妻とする対象は高卒・短大卒・大卒の女性であるのに対し、大卒女性が夫とするのは大卒者が多く、女性の上方婚志向の影響がみられた。今後の高学歴化によりさらなるミスマッチになるだろうと予測した。

#### 4 実証分析

##### 1) データと変数

使用するデータは日本家族社会学会の全国家族調査委員会による全国調査「戦後日本の家族の歩み（略称：NFRJ-S01）」である（以下、NFRJ-S01 データと略す）。2002 年に調査がおこなわれたこのデータの標本数は 5,000、有効回収数 3,475、回収率 69.5% である。対象者は 2001 年 12 月末日時点で満 32 歳から 81 歳の女性である。層化二段無作為抽出法によって 312 地点で行われた<sup>注 1)</sup>。なお本研究でのログリニア分析では、この標本を妻である回答者およびその配偶者がともに初婚である夫婦に限定した。

分析において夫婦の学歴の指標として NFRJ-S01 データから「配偶者の最終学歴」および「回答者の最終学歴」を用いた。そのカテゴリーは「1. 中学校」、「2. 高校」、「3. 短大・高専」、「4. 大学・大学院」とし、「非該当」「無回答」は欠損値扱いにした。なおログリニア分析においては標本数の関係から「短大・高専」と「大学・大学院」をまとめた。結婚のきっかけは「見合い結婚」と「恋愛結婚」のカテゴリーであり、「その他」、「非該当」、「無回答」は欠損値とした。出生コードは 1920 年から 1969 年まであるので、10 歳階級別にした。初婚年は 1936 年から 2001 年まであるので、これを「1. 1936 年から 1955 年」、「2. 1956 年から 1970 年」、「3. 1971 年から 1985 年」、「4. 1986 年から 2001 年」とおおよそ 15 年間隔にした。さらにログリニア分析ではこれを「1. 1936 年から 1969 年」、「2. 1970 年から 2001 年」の二つに分けた。1970 年代を境にしたのは、人口学的視点による。1970 年代は第一次ベビーブームの結婚の時期にあたるために婚姻率が上昇し、さらにその後急速に低下し始める。すなわち 1970 年代は婚姻率の上昇と低下の山を作った時期だからである。

##### 2) 高学歴化と初婚タイミング

白波瀬（1999）を参考に学歴別、出生コード別に初婚年齢の記述統計をもとめ、その分散分析を行った（表1）。その結果、全体的に近年になるにしたがい平均初婚年齢は上がるが、高学歴ほど晩婚化傾向にある。分散分析によれば、モデル全体の有意性は1%水準で有意であり（F値12.85；自由度19,3294）、また学歴によって初婚年齢に差があることが統計的有意に示せた（F値16.97；自由度3）。

また、上記の記述統計は既婚者に限定しているため、さらに未婚者も対象に含めて学歴によって初婚タイミングが異なるのかどうかを確かめた。生存分析の一つであるカプラン・マイヤー法を用いて、初婚が生じる過程を、時間経過を考慮した未婚確率分布として示した（図5）。なお、時間経過の範囲は、再生産年齢である15歳から49歳を期間として設定した。したがって、図5でのリスク開始期間は15歳であり、X軸のゼロは15歳である。出生コード別にみると、近年出生コードになるほど学歴によって初婚のタイミングに違いがみられる。1970年代の結婚ブームをもたらした第一次ベビーブーマーを含む1940年から1949年出生コードはその前年の出生コードに比べてやや学歴によるタイミングの差異が縮小したものの、その後の出生コードでは学歴によるタイミングに差異がみられ、高学歴ほど初婚のタイミングに遅れがみられる。

表1 学歴別、出生コード別平均初婚年齢および分散分析結果

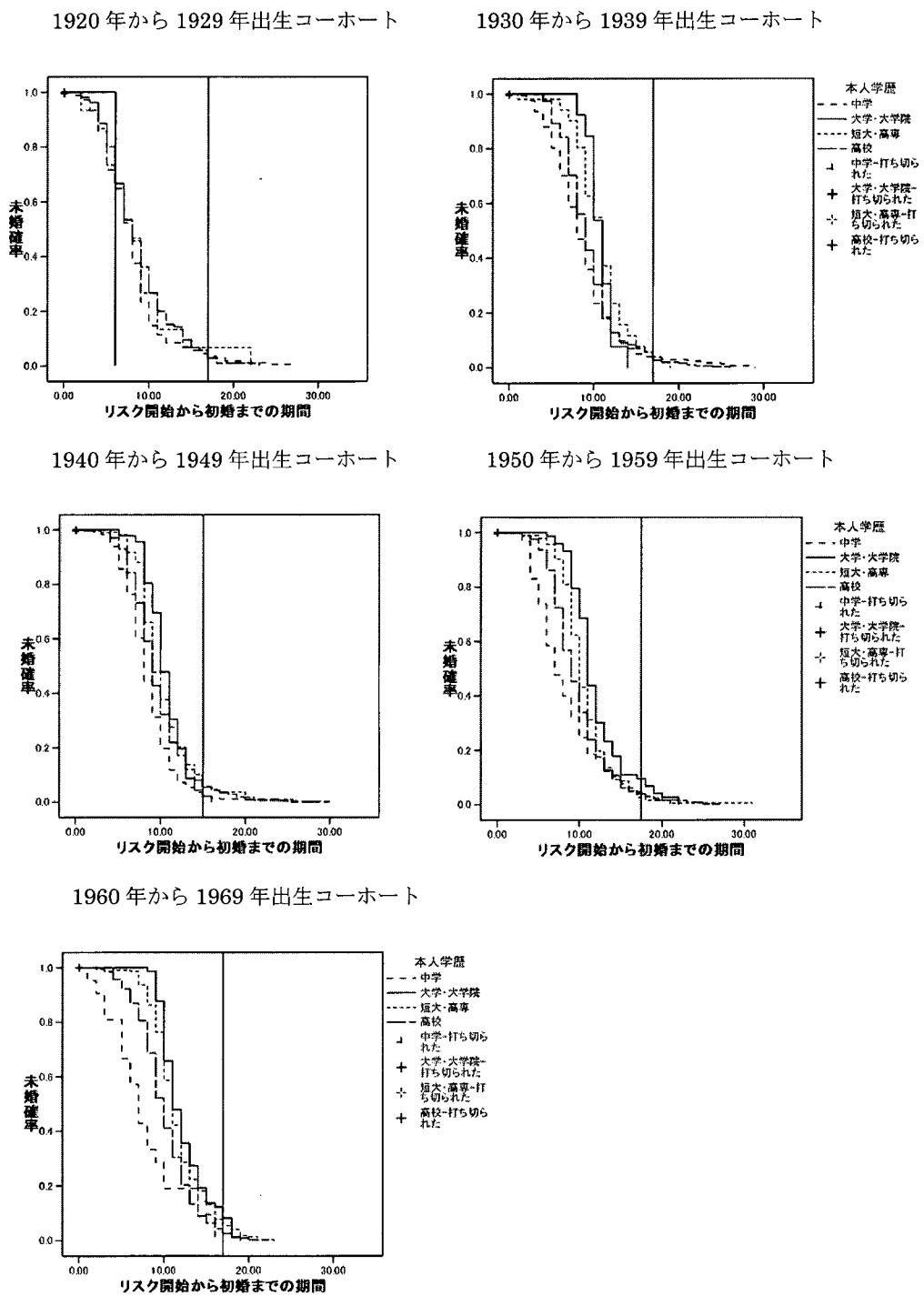
	出生コード	平均値	標準偏差	N
中学	1920～1929年	23.31	4.99	178
	1930～1939年	23.74	4.32	298
	1940～1949年	23.45	3.22	280
	1950～1959年	23.40	4.16	65
	1960～1969年	22.76	4.44	21
高校	1920～1929年	23.95	4.69	106
	1930～1939年	24.43	3.50	296
	1940～1949年	24.67	3.76	485
	1950～1959年	24.75	3.67	455
	1960～1969年	25.05	3.33	345
短大・高専	1920～1929年	23.60	4.81	15
	1930～1939年	26.40	5.36	52
	1940～1949年	25.28	3.43	109
	1950～1959年	25.68	3.32	183
	1960～1969年	26.57	3.15	220
大学・大学院	1920～1929年	21.00		1
	1930～1939年	25.77	1.54	13
	1940～1949年	25.54	2.21	46
	1950～1959年	26.99	3.30	73
	1960～1969年	27.18	2.76	73

(分散分析による変数の有意性検定)

要因	平方和	自由度	平均平方和	F値	有意確率
学歴	709.152	3	236.384	16.97	0.000
出生コード	144.532	4	36.133	2.59	0.035
学歴*出生コード	265.418	12	22.118	1.59	0.088

出所：NFRJ-S01 データ

図 5 出生コード別、学歴別、結婚タイミング



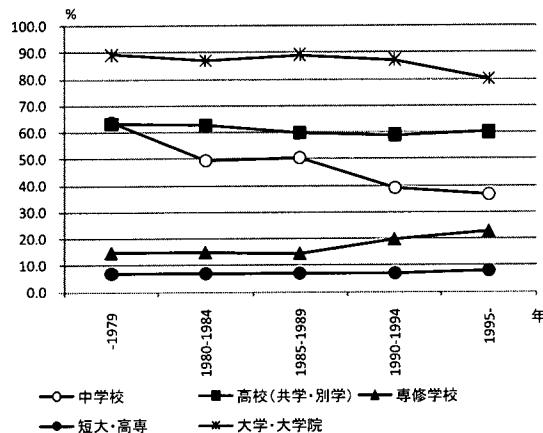
出所：NFRJ-S01 データ

### 3) 学歴同類婚分析

図 6 は国立社会保障・人口問題研究所が行った出生動向基本調査の夫婦表を、カテゴリーを変更して用いた同類婚割合である。このデータは、初婚夫婦に限った結婚年別、夫婦の学歴別夫婦数であり、調査の第 11 回（1997 年実施）、第 12 回（2002 年実施）、第 13

回（2005年実施）をまとめたものである。高学歴での同類婚が多く、「中学」での同類婚割合の低下が一致している。これは、進学率の上昇によって、「中学」が最終学歴である者の実質的な減少を背景にしている。

図6 出生動向基本調査夫婦表より、学歴同類婚割合



注：第11回から第13回の出生動向基本調査を用い、一部カテゴリーも統合した

出所：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」1997年、2002年、  
2005年実施

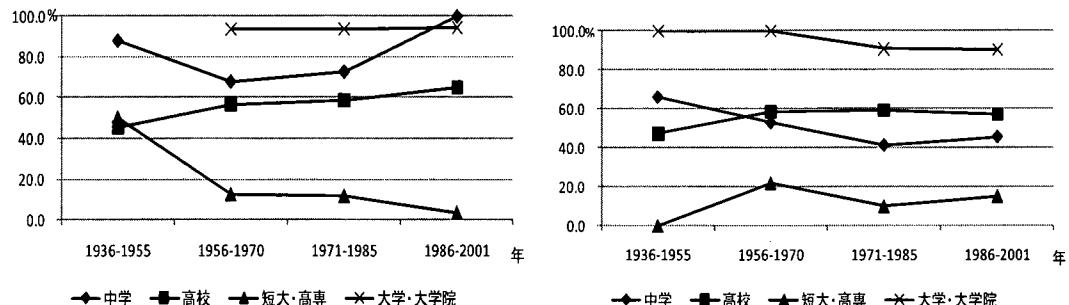
次に NFRJ-S01 データから結婚年別、結婚のきっかけ別に学歴の同類婚割合をみる（図7）。高学歴を示す「大学・大学院」では見合い結婚、恋愛結婚どちらも 80%以上の同類婚割合である。さらに、見合い結婚において、低学歴の「中学」と高学歴の「大学・大学院」の同類婚が多く、学歴の両端で同類婚傾向の強い結婚が行われている。それに対して、恋愛結婚では「中学」の同類婚傾向が低下している。なお、最も低い同類婚割合を示した「短大・高専」であるが、これは夫の学歴で「短大・高専」の者自体が少数であるという背景があるためである。したがって、本人の意思に関わらず、同学歴の相手が少ないためにその同類婚割合が低いと考えられる。

出生動向基本調査から、妻の各学歴において夫が「大学・大学院」である割合を図示したのが図8である。前述のように「短大・高専」での同類婚が少數なのは夫が「短大・高専」が少ないため、という供給面でのアンバランスであると述べた。図8は「短大・高専」の妻が上方婚傾向にあるのかどうかを見るためである。その結果、「短大・高専」である妻は上方婚傾向にあった。対して、同類婚割合が低下傾向にあった「中学」の妻は上方婚をすることは稀にしか発生しないことから、同類婚割合が低ければ上方婚に至るとは言えない。したがって、「短大・高専」妻の上方婚が特徴的な傾向であることがうかがえる。

以上のことから、学歴での同類婚割合についてまとめると第一に学歴の同類婚割合は各学歴カテゴリーで同類婚割合に大きな差がみられる。とくに高学歴での同類婚傾向が顕著である。第二に、「短大・高専」の妻の上方婚傾向である。同類婚割合が最も低い一方で「大学・大学院」の夫をもつ上方婚傾向が顕著であり、それは高学歴の夫をもつ割合が最も多い「大学・大学院」の妻に次いで多いものであった。これにより今後、「短大・高専」女性の上方婚傾向が、これまで「大学・大学院」女性の結婚市場での供給に影響を及ぼす可能

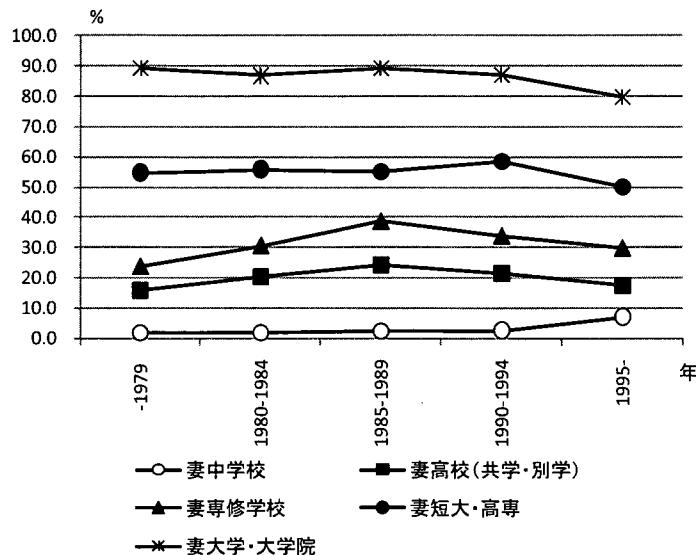
性が考えられる。

図 7 夫婦の学歴同類婚割合の推移（左；見合い結婚、右；恋愛結婚）



出所：NFRJ-S01 データ

図 8 出生動向基本調査夫婦表より、夫が「大学・大学院」である割合



注：第 11 回から第 13 回の出生動向基本調査を用い、一部カテゴリーも統合した

出所：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」1997 年、2002 年、

2005 年実施

学歴同類婚傾向を数量分析によって統計的に明らかにするため、「夫の学歴」、「妻の学歴」、「初婚コホート」の 3 变数からログリニア分析を行い、学歴同類婚を分析した（表 2）。同類婚分析の先行研究において、ログリニア分析（log-linear analysis）を用いたものが多い。これは分析対象が職業や学歴といった離散变数であり、それら離散变数において变数間の連関を見たい場合に用いられるのが、ログリニア分析である。具体的には、クロス集計表による離散变数間のつながり（=度数）を示して、各セルの値を対数化して示す。